

大切なお知らせ

令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度の一部変更になります。

※支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

1. 変更後内容

■ 支給対象年齢拡大

① **18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童**（以下、高校生年齢以下児童と表記）がいる世帯が支給対象となります。

■ 所得制限撤廃

② **上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象**となります。

■ 多子加算の拡充

③ **第3子以降の児童**は児童1人あたり支給額が**一律3万円**となります。

■ 算定児童の年齢拡充

④ 算定児童が**18歳～22歳（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ）の児童**（以下、大学生年齢児童と表記）となります。

◆算定例◆	児童年齢	算定	支給金額（円）	児童年齢	算定	支給金額（円）
	21歳	第1子	10,000	23歳	第1子	10,000
17歳	第2子	30,000	17歳	第2子	10,000	
14歳	第3子	10,000	14歳	第3子	10,000	

■ 支給月が2か月に1回に

⑤ 児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**となります。

2. 支給額

児童の年齢	支給金額（1人あたりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

3. 申請期限

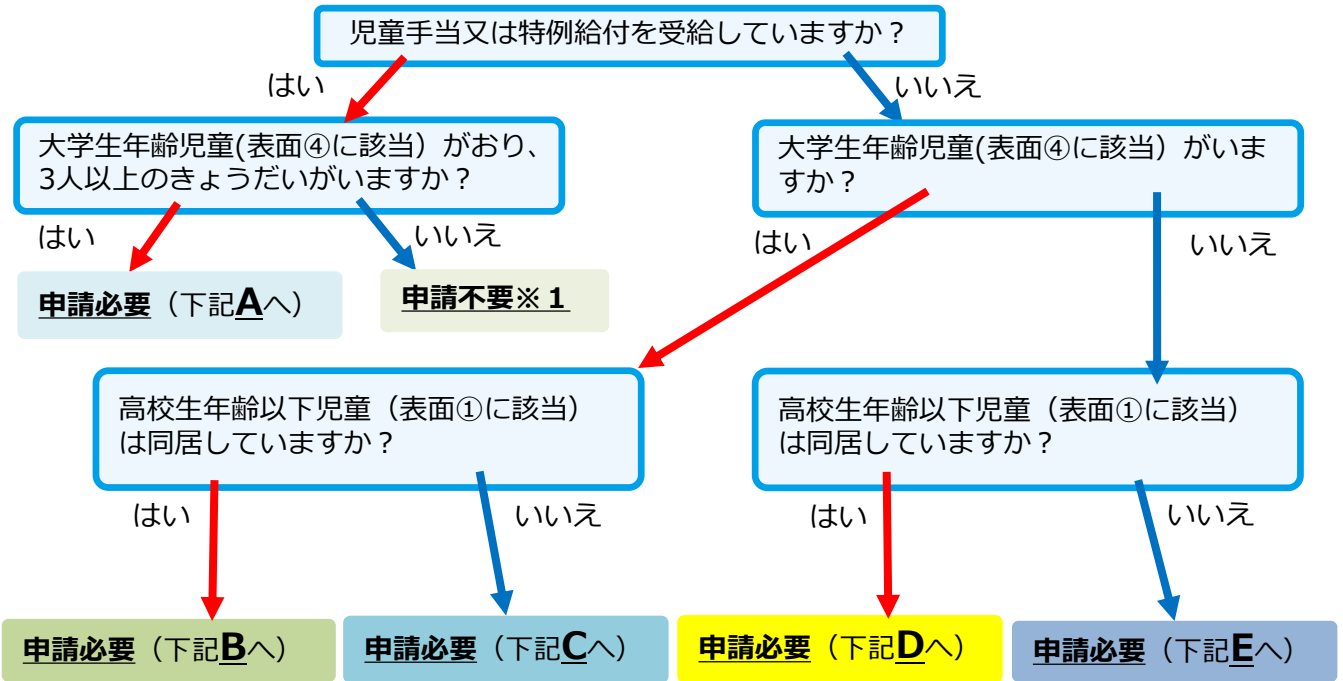
令和6年9月末まで

■ 三原村役場 住民課 福祉係

0880-46-2111

（受付時間:平日8:30～17:15）

4. 申請対象者（公務員の方は職場での手続きとなります）



※1 高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、**職権で増額**とし、額改定通知書を令和6年12月の支給日までに送付いたします。

5. 児童手当の支給手続き

下記の提出書類を**返信用封筒にて返送**または**三原村役場住民課窓口まで直接**提出してください。

▼申請対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 (3人以上きょうだいがいる場合のみ)

▼申請対象者C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市町村に在住している児童分について記入してください)
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者D

- ・ 児童手当認定請求書

▼申請対象者E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市町村に在住している児童分について記入してください。)